

# 令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の 締結実績の概要

令和7年6月  
日本中央競馬会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における日本中央競馬会の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表します。

## 1. 令和6年度の経緯

本会は、環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）に基づき、温室効果ガス等の排出削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、排出削減に配慮した契約の推進に努めました。

## 2. 令和6年度 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている「電気の供給を受ける契約」、「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」、「船舶の調達に係る契約」、「建築物の設計に係る契約」、「建築物の維持管理に係る契約」、「建築物の改修に係る契約」、「産業廃棄物の処理に係る契約」について、以下のとおり環境配慮契約を締結しました。

（1）「電気の供給を受ける契約」：26件

裾切り方式による入札を実施した。

（2）「自動車の購入及賃貸借に係る契約」：13台

総合評価落札方式による入札を実施した。

（3）「建築物の改修に係る契約（その他省エネ改修事業概要）」：2件

その他の省エネ改修事業に係る設計契約を実施した。

（4）「産業廃棄物処理に係る契約」：6件

裾切り方式による入札を実施した。

なお、「船舶の調達に係る契約」、「建築物の設計に係る契約」、「建築物の維持管理に係る契約」については、環境配慮契約の実績はありませんでした。